審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部　県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	特定非営利活動法人合併の認証	根拠条項	特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項

審査基準

未設定（法令の規定において言い尽くされているため）

【参考】特定非営利活動促進法

第 34 条　特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2　前項の議決は、社員総数の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3　合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4　特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第 1 項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5　第 10 条及び第 12 条の規定は、第 3 項の認証について準用する。

受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課	標準処理期間　３月 標準経由期間　―　日	目次 №	